

平成27年6月定例会一般質問(芥川貴久爾)

質問 市県民税の国による一括処理について

- (1) 宇部市における市県民税の概要は。
- (2) 国への提案のお考えは。

(質問要旨)

おはようございます。新政会の芥川貴久爾です。私にとって、初めての一般質問であります。どうぞよろしく願いいたします。

市が行っている市県民税の処理を国において一括処理していただくよう国に提案することについて質問をいたします。

私は、約40年間、宇部市役所に勤務し、地方行政に携わってきました。その間、住民要望など多くの懸案を解決するため、幾多の行財政改革が行われ、市においては縦割り行政の是正や地方分権一括法などにより国や県からの法定受託事務も処理し、住民の利便性が大いに向上しました。現在も久保田市政においては、第二次行財政改革加速化プランにより市民サービスの向上とともに収入の確保や経費の削減等の取組を進め、効率的な行政運営に努めてこられています。今後も高齢社会の到来を背景に社会保障関係経費が年々増加傾向にありますので、行財政改革は、絶えず進めなければなりません。

そこで、今回の提案ですが、国や県を含めた大きな枠組みで事務事業の改善を考えていったらいいのではないかとの思いから出てきたものであります。

会社や公務員などお勤めを辞められた方はどなたも経験されることですが、仕事を辞めた次の年にもなぜ市県民税がかかるのかとの疑問を持った方が多いのではないかと思います。市県民税は、前年の所得から県と市が税額を賦課決定し1年遅れて課税される制度であります。したがって、そのような疑問を持つことはもつともであり、このことについて議論すべきではないかと提案するものであります。

具体的な提案とは、国の徴収する所得税と一緒に市県民税を徴収するという国による一括処理ができないかということであります。そうすれば、タイムラグは起きず、市県民税を賦課徴収する経費がほぼ皆減でき、滞納処理などの事務が軽減し、現在発生している過年度徴収に対する違和感もなくなります。しかし、市県民税を一年、前倒し徴収となるので、納付額の軽減処置や徴収した市県民税の使い方など多くの検討事項も発生するかと思います。検討に値する事柄であると考えています。

ここで、市県民税である住民税の歴史を調べてみましたので、少し話しておきます。住民税は、明治11年の地方税規則によって設けられました。当時の

区町村の税については、合理的な基準がなく、地方の慣習などにより課税をしていました。明治21年には、市制町村制が制定され、市町村に課税権が与えられ、市町村は、国税、府県税に対して付加税を課税できるようになりました。明治41年には、府県税および市町村税は、所得税に対して付加税を課税できるよう新たに認められました。その後、幾度の改革があったのち、昭和25年の税制改正によって、住民税は、市町村税のみとなり、昭和29年には市町村税の一部を委譲して道府県民税が創設されて今日に至っています。

このような歴史を経て、市県民税は、所得に対して課税される制度となっており、当時の処理方法としては1年のタイムラグが出るのは仕方ないことであったと思いますが、ICT技術が発達した今日においては再考できる問題であると考えます。

現在、国において地方創生が叫ばれています。この地方創生は、少子高齢化の進展に的確に対応し、人口減少に歯止めをかけるとともに、東京圏への人口の過度の集中を是正し、それぞれの地域で住みよい環境を確保して、将来にわたって活力ある日本社会を維持していくため、地方の知恵を結集し、住みよい国土を作るために行われています。地方が考えられる有用な施策を国のほうへ提案をしていく、そのようなことを国も望んでいると思いますし、地方が成長する活力を取り戻すためには、財源がますます必要になります。そのような意味において、この市県民税の国による一括処理を提案するものであります。

先ほど申し上げましたが、地方分権一括法などで多くの事務を市町村が受託して行っていますが、反対にすべての都道府県や市町村が行わなければならない事務を国において一括処理すれば、国全体の処理経費が大いに削減できるというものが多くあるのではないかと考えます。その一例として、今回の市県民税の国による一括処理についてというアイデアを提案いたしました。法律の改正や制度の改正など多くの検討事項があるものの、是非、国のほうへ提案を頂ければと思います。

そこで、質問をいたします。

市県民税の国による一括処理について

- 1 宇部市における市県民税の概要は。
- 2 国への提案のお考えは。

以上を持ちまして、壇上での質問を終わります。

市長答弁

(回答要旨)

質問 市県民税の国による一括処理について

第1点 宇部市における市県民税の概要は

とのご質問であります、

本市における市県民税の概要については、平成25年度決算に基づき、お答えします。

まず、本市が徴収した個人の市県民税の額は、138億3446万9千円です。内訳としては、市民税が、83億2535万6千円、県民税が、55億911万3千円となっています。

一方、市県民税の賦課に要した経費は、物件費、人件費合わせて、約1億2千万円となっており、徴収については、他の市税と併せて行うことなどから、市県民税の徴収経費単独での算出は困難です。

なお、県民税の賦課徴収に対しては、県から2億4458万6千円の徴収費委託金を受けるとともに、徴収率向上のため、平成21年度からは、県職員2名の派遣を受けているところです。

第2点 国への提案のお考えは

とのご質問であります、

地方の基幹税として位置づけられている個人住民税の内の市民税は、平成25年度決算においては、市税収入の約35%を占める重要な自主財源のひとつとなっています。

個人住民税は、地方税法の規定に基づき、前年の所得に対して翌年度に課税されるため、所得の発生から納付までにタイムラグがあり、退職などの理由により、前年と比較して所得が減少した場合には、その納付が困難となるケースが見受けられます。

このため、ご提案の一括処理については、納税者の負担感の軽減や徴収の確保を図ることができ、併せて行政コスト削減の観点からも有効な方策であると認識しています。

一方で、懸念される事項としては、制度の異なる所得税と個人住民税について給与支払者である事業者が源泉徴収と年末調整を行う必要があるなど負担が増加することや、所得税の納付義務のない者の個人住民税の徴収をどのように行うかなどが挙げられます。

これらを考え合わせると、一括処理については、行政の効率化等の観点からは一定の効果が見込まれるものですが、同時に、制度構築にあたっては、課税自主権を維持しながら、国と地方の役割分担の見直しを行う必要があるなど、税制全般の見直しの中で幅広く議論されるべきものであると考えますので、今後、機会をとらえて、国、県とも意見交換を行っていきたいと考えています。

(再質問) (これ以降は、要旨を掲載します。)

少し、追加説明なり再質問をさせていただきます。

壇上でも申し上げましたとおり、将来に活力ある日本社会を維持していくため、財源確保が大きな問題であります。国・県・市のますますの連携が必要になってきます。是非、積極的に取り組んでいただきたいと思います。

少し気になる点を申し上げますと、第2点の中で、この提案に対する懸念される事項として、「制度の異なる所得税と個人住民税について給与支払者である事業者が源泉徴収と年末調整を行う必要があるなど負担が増加することや、所得税の納付義務がないものの個人住民税の徴収をどのように行うかなどが挙げられます。」という答弁がありました。私の説明不足もあったと思いますが、この提案は事業者にとってもメリットがあると思います。

今まで、事業者の市県民税の処理は、市の通知する税額を各納税義務者から差し引き、市に納税をするという方法で行われています。この提案システムは、市の行っているプログラム処理を国のプログラムと同時に処理するというものでありますので、所得税と一緒に市県民税を徴収することができ、事業者の市県民税の処理はなくなり、事務軽減になります。また、所得税の納付義務のない者の個人住民税の徴収についても国のシステム上で展開することはできるので、懸念事項には当たらないと思います。

しかしながら、システム設計においては、壇上でも申し上げましたとおり、市県民税の一年前倒徴収ということになりますので、十分検討協議する必要がありますが、是非積極的に国へ提案をお願いします。

ここで、再質問をいたしますが、くくりとして「今後、機会をとらえて、国、県とも意見交換を行っていきたいと考えます」ということでありますが、具体的にどう進められるのかお答えください。

(部長答弁)

国税、県税、市税の担当者である宇部地区税務協議会で話し合っています。

(締め)

先日ニュースで全国の都道府県の回収不能金が5年間で5400億円。そのうち最も多かったのが、滞納された住民税や自動車税などが時効を迎えたケースなどで不納欠損の77%を占めていたとの報道がありました。システムを変えれば少しでも減額することができると思います。是非、実態を国に説明し、一緒に改善できればと思いますし、私も市議会議員として協力できることがあれば、全力で取り組んでいこうと思っておりますので、県とともに強く国のほうに要望していただきますようお願いし、質問を終わります。